

空間情報技術認定規則

平成17年3月16日制定
平成18年3月15日一部改正
平成22年7月6日一部改正
平成23年11月1日一部改正
平成27年9月14日一部改正
平成31年3月1日一部改正
令和8年3月16日一部改正

（目的）

第1条 空間情報技術委員会規程第9条に基づき、空間情報総括監理技術者の認定を公平・公正に実施することを目的とし、空間情報技術認定規則（以下「技術認定規則」という。）を定める。

（試験官の委嘱）

第2条 空間情報技術認定の試験官は、会長が委嘱する。

（技術認定試験の方法）

第3条 技術認定試験は、筆記および面接を原則として実施する。

（技術認定試験の受験料）

第4条 技術認定試験を受けようとする者は、別表2に定める受験料を納めなければならない。
2. 納入した受験料は、技術認定試験を受けなかった場合においても返還しない。

（試験問題の採択、採点及び合否の判定）

第5条 技術認定試験問題の採択並びに採点及び合否の判定は、技術委員会において行う。

（受験資格及び合否の結果）

第6条 技術認定試験の受験資格は、別表1のとおりとする。
2. 技術認定試験の合否の結果を、受験した者に通知する。

（技術認定合格者の技術認定登録）

第7条 技術認定試験の合格者は、公益社団法人日本測量協会（以下「協会」という。）の機関誌「測量」および協会のホームページ等、適切な媒体により発表する。
2. 技術認定合格者で認定請求のあった者は、認定者登録原簿に登録する。
3. 前項により登録された認定技術者（以下「認定技術者」という）に、該当する技術認定証を交付するとともに、協会が発行する「認定者名簿」及び協会のホームページ等、適切な媒体（以下「認定者名簿等」という。）に記載する。
4. 前項の技術認定登録の有効期限は、登録年度から起算した5年後の当該年度末日とする。
5. 第2項の認定登録を請求する者は、別表2に定める登録料を納めるものとする。

(認定証及び認定証明書)

第8条 技術認定証の内容は、次の事項を記載するものとする。

- ① 認定技術者氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 技術認定年次および認定番号
 - ④ 発行年月日
 - ⑤ 発行者（協会名、会長名、会長印）
2. 認定技術者から当該技術認定証明書の請求があったときは、別表2に定める発行手数料の納入をもって証明書を発行するものとする。

(技術認定登録の更新)

第9条 認定技術者は、初回の技術認定登録後5年毎に別表3に定める条件に従い、技術認定登録を更新するものとする。

2. 技術認定登録を更新しようとする者は、別表2に定める手数料を納めなければならない。

(更新の方法及び認定登録の更新)

第10条 技術認定登録の更新は、技術委員会の指定する手続きを経て行うものとする。

2. 前項により手続きを経た者（以下「認定登録更新者」という。）については、認定者登録原簿を更新し、認定登録更新証を交付するとともに、認定者名簿等に更新された有効年度を記載する。
3. 前項の登録更新後の技術認定登録の有効期限は、登録更新年度から起算した5年後の当該年度末日とする。

(認定登録更新証及び認定登録更新証明書)

第11条 認定登録更新証の内容は、次の事項を記載するものとする。

- ① 認定技術者氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 更新年次および認定番号
 - ④ 登録更新年月日及び登録更新後の有効期限
 - ⑤ 発行年月日
 - ⑥ 発行者（協会名、会長名、会長印）
2. 認定登録更新者から当該認定登録更新証明書の請求があったときは、別表2に定める発行手数料の納入をもって証明書を発行するものとする。

(技術認定登録を更新しない場合の取り扱い)

第12条 定められた年度に技術認定登録を更新しない場合には、認定者名簿等への記載は未更新とする。

(雑 則)

第13条 この規則に定めのない事項及び規則の改定は、技術委員会の決定によるものとする。

附 則 この規則は、平成 17 年 3 月 16 日から適用する。

附 則 改正後の規則は、平成 18 年 3 月 15 日から適用する。（第 5 条追加）

附 則

① 改正後の規則は、平成 22 年 7 月 6 日から適用する。（別表第 3 一部追加・改正）

② 改正に伴い経過措置として、平成 17 年から平成 21 年に技術認定登録した者で、登録時から第 1 回更新時まで日本測量協会の正会員であった者は、第 1 回の更新の条件を満たすものとする。

附 則 改正後の規則は、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。（第 13 条・16 条一部追加）

附 則 改正後の規則は、平成 27 年 9 月 14 日から適用する。（第 4 条一部追加、15 条及び別表 3 一部修正）

附 則 改正後の規則は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。（第 18 条一部修正）

附 則

① 改正後の規則は、令和 8 年 3 月 16 日から適用する。

② 本改正に伴い、旧第 2 条から第 7 条まで及び旧第 19 条を削除し、旧第 8 条から第 18 条までを第 2 条から第 12 条に、旧第 20 条を第 13 条にそれぞれ繰り上げるとともに、各条文における「技術認定委員会」の名称を「技術委員会」に改める。

③ 本改正により、空間情報技術認定委員会は廃止し、その職務および権限はすべて空間情報技術委員会に移管する。

別表 1（第 6 条関係）

受験資格

区 分	受 験 資 格 要 件
空間情報総括監理技術者	以下の条件をすべて満たすこと ・測量士の資格を有していること ・技術士の資格または博士の称号を有すること ・空間情報関連業務に 15 年以上従事し、かつ、当該業務の責任者（原則として主任技術者）の経験を 2 回以上有すること

別表 2（第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条関係）

手数料等

区 分	手数料等額(円)	備 考
第10条第 1 項に定める受験料	20,000	正会員または準会員は、 13,000円
第13条第 4 項に定める登録料	27,000	正会員または準会員は、 20,000円
第15条第 2 項に定める手数料	5,000	
第14条第 2 項および第17条第 2 項に定める発行手数料	1,000	

別表 3（第 9 条関係）

更新の条件

区 分	技術認定登録の更新の資格要件
第 1 回(平成 17 年度)～第 7 回(平成 23 年度) 資格認定登録者	初回の更新： 25 ポイント/5 年 取得
	第 2 回目以降の更新： 40 ポイント/5 年 取得
第 8 回(平成 24 年度) 以降 資格認定登録者	40 ポイント/5 年 取得